

随意契約及び比較見積りを徴収しない理由書

工事名：一級河川 木津川外 遠隔自動閉鎖システム外補修工事

西大阪治水事務所が所管する西大阪地域の水門は、高潮及び津波時に閉鎖することで、府民の生命と財産を守る重要な防災施設であり、本工事にて補修する遠隔自動閉鎖設備は防災施設である水門を遠隔で自動閉鎖するために必要な重要設備である。

本工事は、水門が迅速かつ確実に稼働することを目的として、水門の遠隔自動閉鎖設備の補修工事を実施するものである。

当該設備には、当初設置した業者が独自に開発した技術等を採用し、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等の特別な能力が必要である。

以上のことから、当該設備の設計、製作、据付を実施した、三菱電機株式会社から保守点検、補修工事等メンテナンス部門を業務移管されている、西菱電機株式会社が唯一施工可能な企業であるため、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり、「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。